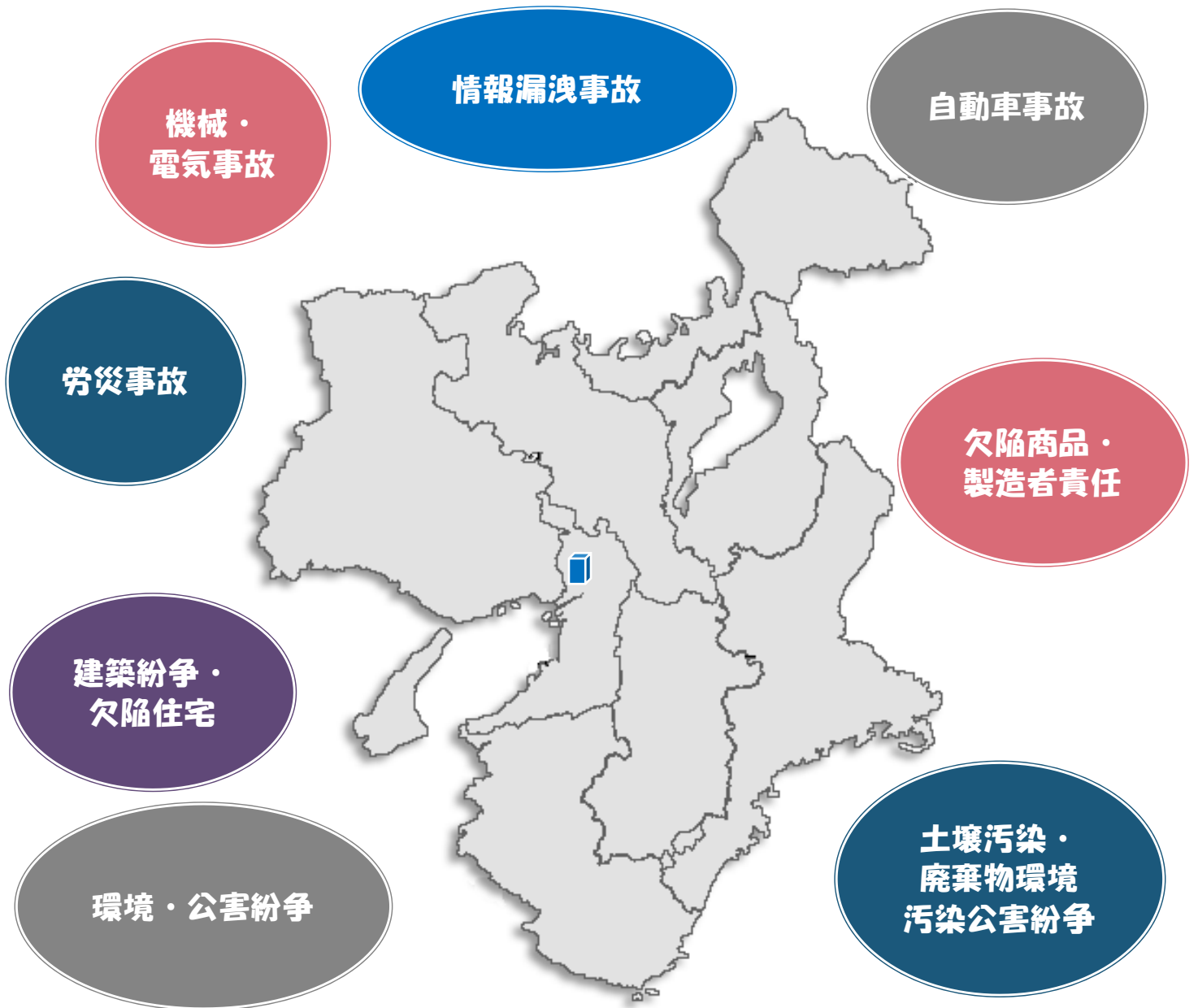


技術鑑定のご案内

社会を取巻く様々な問題に対して科学的、工学的な技術鑑定を実施



科学技術のことでお困りのときはご相談下さい



公益社団法人 **大阪技術振興協会**

協会は内閣府認定の公益社団法人で、科学技術の最高の国家資格である技術士の集団です

1. 公益社団法人 大阪技術振興協会

大阪技術振興協会は、昭和 40 年（1965）に設立され公共工事の技術調査支援、技術士受験講座、および技術鑑定業務等を行い、高度な技術力と高い信頼性のある内閣府認定の公益社団法人で、科学技術の最高の国家資格である技術士集団です。

2. 技術鑑定業務

技術鑑定業務としては、弁護士・損害保険会社・地方公共団体・民間企業等からの依頼を受けて係争事案、求償事案、工作物瑕疵、事故等に対して、第三者的な立場で公平な技術鑑定をおこない、多数の問題解決に貢献します。

技術鑑定の結果として、

- ・裁判、調停での係争問題の技術的解決に必要な鑑定、意見書の作成
- ・損害保険会社の保険金支払いに係る求償事案の事故原因の究明と報告書の作成
- ・工作物瑕疵に係る現地・施工時調査に基づく報告書の作成
- ・様々な事故に対する事故原因の究明と再発防止策の立案 等を行います。

損害額の鑑定をするのではなく、科学的な技術鑑定のもとに原因を探求し、結果を出します。

3. 鑑定業務を行う専門技術士

鑑定業務を行う技術士は、当協会に所属している約 200 名の技術士のうち、事案に対して最適な専門技術士が担当します。また、事案により複数の技術士によりプロジェクトチームを結成して幅広い知識を結集して問題解決にあたります。

なお、鑑定業務を行う技術士の技術部門は以下のとおりです。

機械・電気電子・化学・繊維・金属・建設・上下水道・衛生工学・農業・森林・経営工学・情報工学・応用理学・環境・原子力放射線・総合技術監理の各部門。

また、技術士は下記の資格等も保有しています。

工学博士、一級建築士、中小企業診断士、電気主任技術者等の資格。

○ 技術士は、「厚生労働大臣が認める高度の専門的知識等の基準」で「専門的知識等であって高度のもの」とされた資格の一つです。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者。

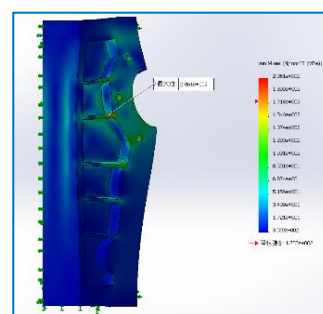
二 次に掲げるいずれかの資格を有する者

イ 公認会計士、ロ 医師、ハ 歯科医師、ニ 獣医師、ホ 弁護士、ヘ 一級建築士、ト 税理士、チ 薬剤師、リ 社会保険労務士、又 不動産鑑定士、ル 技術士、ヲ 弁理士

4. 主な業務実績内容

①裁判関連の主な事例

- ・建築物に係る民事訴訟裁判鑑定
- ・土木構造物に係る民事訴訟裁判鑑定
- ・建築音響問題に係る民事訴訟裁判鑑定
- ・地盤沈下に係わる民事訴訟裁判鑑定



有限要素法による解析結果

- 化学関係、騒音関係に係わる意見書作成
- 労働災害の発生原因に係る民事訴訟裁判鑑定

② 損保関係の主な事例

- 建築、土木に関した事故に係わる鑑定
- 火災事故、電気事故、機械事故等に係わる鑑定
- 爆発事故、浸水事故、自動車事故に係わる鑑定
- コンピューター破損事故に係わる鑑定
- 室内音響に係わる問題の鑑定
- 騒音問題に係わる意見書の作成



現地での荷重試験

③ 工作物の瑕疵等の原因探求の主な事例

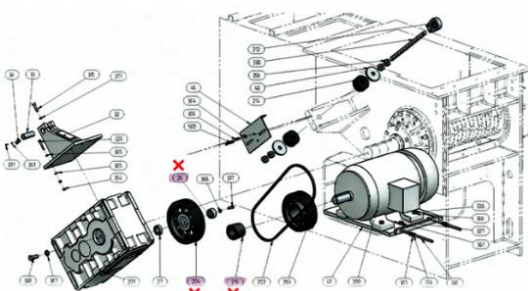
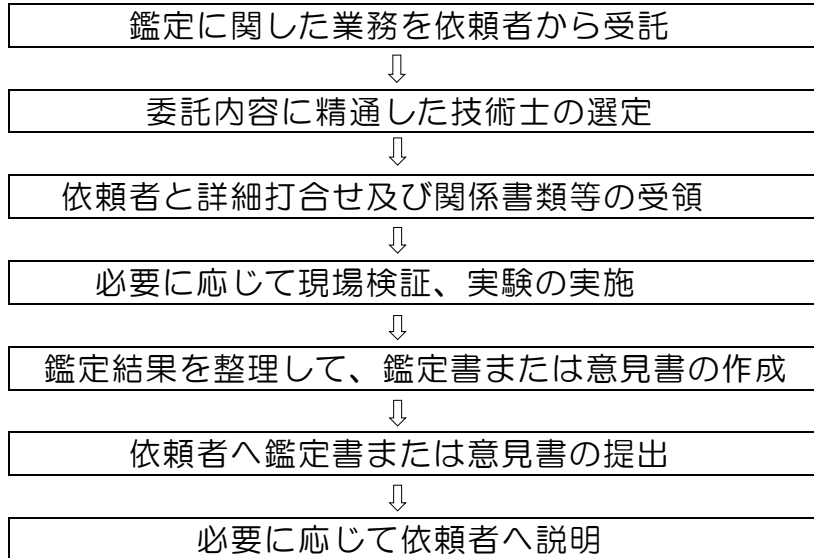
- 公共工作物の雨漏りに関する原因・対策に係る調査、鑑定
- 建築物基礎工事に関する軟弱層に対する対策工の妥当性の検証、鑑定

具体的な技術鑑定内容について

- 墜落災害の使用者安全配慮義務違反
- 工業用製品からの油漏れ事故の製造者責任
- 機械設備故障停止の原因調査鑑定
- 不良な建築付属設備の原因調査鑑定
- 公共建設物の雨漏りの原因調査対策工
- 共同住宅階上よりの水漏れ原因調査鑑定
- 情報漏洩事故に関する原因調査鑑定
- 工事中の近隣建物への汚染原因調査

5. 主な業務の流れ

鑑定業務は、以下の流れによって遂行します。



機械組み立て図面



加速度センサーによる測定

6. 倫理規定

技術士は高い倫理を保つことを求められています。技術士法第44条（信用失墜行為）、第45条（秘密保持義務）、第59条（罰則等に定められた秘密保持の順守規定）により鑑定結果が外部に漏れることはありません。また、関係書類の逸散防止のために、お預かりした書類一式は終了後依頼者に返却いたします。

また、当協会の会員技術士は、自らの職責を自覚し、その専門知識と経験を活用し、協会の定めた倫理規程を遵守して、良心に従い公正かつ誠実に行動します。

7. よくある問合せについて

相談内容について

- 科学技術に関するコンサルタントですので、専門技術的な鑑定は勿論、何でもご相談下さい。
多数の分野の技術士で、総合的判断により解決策を見出します。

鑑定費用について

- 技術士への報酬と経費が必要です。報酬は、鑑定の難易度、作業量などにより算出し、経費は交通費や出張費です。鑑定費用はその依頼事項に対する鑑定内容により異なりますが、ご予算と相談させていただきます。



四ツ橋筋 韮公園すぐ横にあります

技術鑑定・技術相談に関することは、お気軽にご相談ください。

＜問い合わせ先＞

公益社団法人 大阪技術振興協会

〒550-0004 大阪市西区靱本町1丁目8番4号 大阪科学技術センタービル504号室

電話 06-6444-4798

FAX 06-6444-4818

MAIL 504@otpea.or.jp

URL .<https://www.otpea.or.jp>